

令和5年度小平市一般会計補正予算（第4号）

令和5年度小平市一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ46億20万4千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ850億8,122万円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

- 第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

- 第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

令和5年9月5日提出

小平市長 小林 洋 子

令和5年度小平市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度小平市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,844万8千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ186億1,844万8千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月5日提出

小平市長 小林 洋子

令和5年度小平市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和5年度小平市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,570万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億4,070万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月5日提出

小平市長 小林 洋子

令和5年度小平市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度小平市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億8,908万5千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ161億2,208万5千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月5日提出

小平市長 小林 洋子

小平市立保育園等の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例

小平市立保育園等の利用者負担額に関する条例（平成26年条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表3の項から27の項までを次のとおり改める。

3	当該年度の市町村 民税が均等割の額 のみの世帯	2,500 (0)	2,400 (0)	0	0	
4	当該 年度 の市 町村 民税 の 所得 割の 額が 右の 区分 に該 当す る世 帯	35,000円未満	4,500 (0)	4,400 (0)	0	0
5		35,000円以上 48,600円未満	6,300 (0)	6,100 (0)	0	0
6		48,600円以上 57,700円未満	8,100 (0)	7,900 (0)	0	0
7		57,700円以上 65,000円未満	9,800 (0)	9,600 (0)	0	0
8		65,000円以上 77,101円未満	11,500 (0)	11,300 (0)	0	0
9		77,101円以上 89,000円未満	13,200 (0)	12,900 (0)	0	0
10		89,000円以上 97,000円未満	14,800 (0)	14,500 (0)	0	0
11		97,000円以上 107,000円未満	16,400 (0)	16,100 (0)	0	0
12		107,000円以上 119,000円未満	18,100 (0)	17,700 (0)	0	0
13		119,000円以上 131,000円未満	19,700 (0)	19,300 (0)	0	0
14		131,000円以上 143,000円未満	21,300 (0)	20,900 (0)	0	0
15		143,000円以上 157,000円未満	22,900 (0)	22,500 (0)	0	0
16		157,000円以上 163,000円未満	24,900 (0)	24,400 (0)	0	0
17		163,000円以上 169,000円未満	27,500 (0)	27,000 (0)	0	0
18	169,000円以上 180,000円未満	30,000 (0)	29,400 (0)	0	0	
19	180,000円以上 196,000円未満	33,900 (0)	33,300 (0)	0	0	
20	196,000円以上 215,000円未満	37,500 (0)	36,800 (0)	0	0	
21	215,000円以上 250,000円未満	41,300 (0)	40,500 (0)	0	0	
22	250,000円以上 270,000円未満	46,000 (0)	45,200 (0)	0	0	

2 3	270,000円以上 301,000円未満	48,000 (0)	47,100 (0)	0	0
2 4	301,000円以上 330,000円未満	52,000 (0)	51,100 (0)	0	0
2 5	330,000円以上 397,000円未満	54,000 (0)	53,000 (0)	0	0
2 6	397,000円以上 517,000円未満	57,000 (0)	56,000 (0)	0	0
2 7	517,000円以上	58,900 (0)	57,800 (0)	0	0

別表備考6の表中

イ 教育・保育給付認定保護者に係る特定被監護者等のうち2番目の年長者である満3歳未満保育認定子ども	小平市立保育園等利用者負担額表の ()内の額	を
ウ ア及びイ以外の満3歳未満保育認定子ども	小平市立保育園等利用者負担額表の (())内の額	

イ ア以外の満3歳未満保育認定子ども	小平市立保育園等利用者負担額表の ()内の額	に改める。
--------------------	----------------------------	-------

別表備考7中「の()内の額」を「に定める額に2分の1を乗じて得た額(当該額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)」に、「(())内」を「()内」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表の規定は、令和5年10月以後の月分の利用者負担額について適用し、同年9月以前の月分の利用者負担額については、なお従前の例による。

令和5年9月5日提出

小平市長 小林 洋子

小平市空き家等の適正な管理に関する条例の一部を改正する条例

小平市空き家等の適正な管理に関する条例（平成24年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第3条」を「第5条」に改める。

附 則

この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）の施行の日から施行する。

令和5年9月5日提出

小平市長 小林 洋 子

小平市庁舎議場放送設備の買入れについて

下記のとおり小平市庁舎議場放送設備を買い入れるものとする。

		記
1	買入れの目的	議場で市議会本会議を開催する時に使用するため。
2	種類及び数量	議場放送設備 一式
3	契約の金額	2,906万5,300円(消費税込み)
令和5年9月5日提出		
		小平市長 小林 洋子

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、次の路線を市道に認定する。

路線名	起終点	延長	幅員
第C-273号線	小平市花小金井二丁目735番16先 小平市花小金井二丁目735番26先	メートル 73.43	メートル 5.00

令和5年9月5日提出

小平市長 小林洋子

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、次の路線を市道に認定する。

路線名	起終点	延長	幅員
第D-361号線	小平市上水南町三丁目580番46先 小平市上水南町三丁目580番35先	メートル 77.36	メートル 5.00

令和5年9月5日提出

小平市長 小林 洋子



市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、次の路線を市道に認定する。

路線名	起終点	延長	幅員
第D-283号線	小平市回田町247番11先 小平市回田町250番6先	メートル 126.25	メートル 5.00

令和5年9月5日提出

小平市長 小林 洋子

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、次の路線を市道に認定する。

路線名	起終点	延長	幅員
第D-281号線	小平市鈴木町一丁目213番8先 小平市鈴木町一丁目214番21先	メートル 190.59	メートル 5.00 ～6.00

令和5年9月5日提出

小平市長 小林 洋子



市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、次の路線を市道に認定する。

路線名	起終点	延長	幅員
第D-234号線	小平市御幸町78番12先 小平市御幸町72番4先	メートル 113.68	メートル 4.50 ～6.00

令和5年9月5日提出

小平市長 小林 洋子



市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、次の路線を市道に認定する。

路線名	起終点	延長	幅員
第D-362号線	小平市御幸町350番17先 小平市御幸町350番11先	メートル 46.08	メートル 5.00

令和5年9月5日提出

小平市長 小林 洋子



市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、次の路線を市道に認定する。

路線名	起終点	延長	幅員
第D-363号線	小平市花小金井南町二丁目70番35先 小平市花小金井南町二丁目70番1先	メートル 70.38	メートル 5.00

令和5年9月5日提出

小平市長 小林洋子



市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、次の路線を市道に認定する。

路線名	起終点	延長	幅員
第760号線	小平市回田町243番2先 小平市回田町248番8先	メートル 97.71	メートル 1.82

令和5年9月5日提出

小平市長 小林 洋子



市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、次の路線を市道に認定する。

路線名	起 点 終 点	延 長	幅 員
第A-31号線	小平市小川西町三丁目2217番1先 小平市小川西町四丁目2188番4先	メートル 493.65	メートル 1.82 ~4.00

令和5年9月5日提出

小平市長 小林 洋子



市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、次の路線を市道に認定する。

路線名	起終点	延長	幅員
第A-48号線	小平市小川西町三丁目2190番3先 小平市小川東町一丁目2173番1先	メートル 505.03	メートル 5.46

令和5年9月5日提出

小平市長 小林 洋子



市道路線の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により、次の路線を廃止する。

路線名	起終点	延長	幅員
第 D-283 号線	小平市回田町 247 番 1 先 小平市回田町 250 番 6 先	メートル 113.19	メートル 5.00

令和 5 年 9 月 5 日 提出

小平市長 小林 洋子

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、次の路線を廃止する。

路線名	起 終	点 点	延 長	幅 員
第D-281号線	小平市鈴木町一丁目213番8先 小平市鈴木町一丁目213番21先		メートル 117.94	メートル 5.50 ～6.00

令和5年9月5日提出

小平市長 小林 洋子

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、次の路線を廃止する。

路線名	起終点	延長	幅員
第D-234号線	小平市御幸町78番12先 小平市御幸町78番23先	メートル 70.28	メートル 5.00 ～6.00

令和5年9月5日提出

小平市長 小林洋子



市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、次の路線を廃止する。

路線名	起終点	延長	幅員
第760号線	小平市回田町243番2先 小平市回田町248番7先	メートル 110.77	メートル 1.82

令和5年9月5日提出

小平市長 小林洋子

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、次の路線を廃止する。

路線名	起終点	延長	幅員
第A-31号線	小平市小川西町三丁目2217番1先 小平市小川西町四丁目3001番	メートル 512.92	メートル 1.82 ～4.00

令和5年9月5日提出

小平市長 小林 洋子



市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、次の路線を廃止する。

路線名	起 終 点 点	延 長	幅 員
第A-48号線	小平市小川西町三丁目2190番3先 小平市小川西町四丁目3001番	メートル 605.62	メートル 5.46

令和5年9月5日提出

小平市長 小林 洋子